

身近な著作権 - ビジネス上の留意点と著作権保護に必要なこと -

起業家塾 5 月例会 (5 月 20 日 (月)) は、
株式会社 マークアイ 代表取締役社長 川合 義彰 氏をお招きして、開催いたしました。

講師略歴：川合 義彰 氏 株式会社マークアイ 代表取締役社長、起業家塾会員



「日本のブランドを育てたい、そして守りたい。」をミッションとし、ブランディング、商標権・著作権の登録、模倣品対策支援を中心としたサービスを提供している企業のトップ。
世界各国の弁理士事務所と連携し、グローバル展開中の大手企業を中心に約 1,700 社を支援している。
本日の講演では中国を中心とした模倣品対策として脚光を浴びつつある著作権の近況についてお伝えします。

1. 「クレヨンしんちゃん事件」について

2004 年双葉社が上海のデパートで服飾品を販売。中国当局から「コピー品の販売を行っている」として売り場が閉鎖された。「蠟筆小新」が既に中国で商標登録されていた。双葉社が商標権の無効審判請求を行い、地裁、最高裁は却下していたが最高裁で地裁へ差し戻しとなり、審理再開され、2012 年 3 月に双葉社の主張が認められた。

なぜ訴えが認められたのか？それは「著作権」の存在。「図形も文字も、著作権で保護されるべき著作物と認められた」。

ここでのポイントは「商標登録では中国企業に先を越されたが、著作権の存在により覆すことができた」ということ。対策とすると、①中国での商標登録を早めにする ②先行された場合でも、登録前に異議申し立てをする ③5 年以内に抹消請求する。特に「監視」が重要となる。

2. 著作権と商標権

- 知的財産権

特許権（発明を保護）、実用新案権（考案を保護）、意匠権（意匠（物品のデザイン等）を保護）、商標権（トレードマーク・サービスマークなどの標章を保護）、著作権（思想・感情の創作的表現である著作物を保護） などがある。

- 著作権 基本の「き」

著作物の定義は【①思想又は感情を②創作的に③表現したものであって、④文芸、芸術、美術又は音楽の範囲に属するもの】である。①～④、1 つでも欠けると著作物ではない！

著作権の特徴は、登録不要、保護期間は 50 年間、著作者人格権 の 3 点。

- 著作権 基本の「ほ」

著作権は大きく 2 つに大別される。著作者人格権と著作財産権。著作者人格権は①公表権 ②氏名表示権 ③同一性保持権がある。著作者人格権は①複製権 ②公衆送信権 ③譲渡権・貸与権 ④翻訳権・翻訳案権等 ⑤二次的著作物の利用に関する原作者の権利 など。



3. ビジネスと著作権

- 他人の著作権を侵害しないために

例) 私的私用のために複製

買ってきた本に仕事に役立ちそうな記事があったので、

○…個人的に記録のためにスキャンして自分の PC に保存

×…従業員に読んでもらいたいので、スキャンして従業員みんなにメールの添付ファイルとして送信した。

- 他人に著作権を侵害されないために

権利を侵害されてしまった場合の救済措置は、①民事上の救済 ②刑事上の制裁 の2つあるが、未然に、しかも完全に防ぐことは難しいのが現状。そのためには「スキ」を見せないことが重要。ビジネスを行う国や地域で商標の登録をすることはもちろん、特に中国においては、著作権侵害の事実の立証を容易にするため、著作権登録が有効な手段である。

以上

【起業家塾 6 月特別例会案内】

内 容：『見える化』の第一人者による『全員営業のすすめ！』

講 師：遠藤 功 氏 ローランド・ベルガー日本法人会長、早稲田大学ビジネススクール 教授

日 時：平成 25 年 6 月 17 日（月） 18：00～20：45

場 所：群馬ロイヤルホテル 2 階 まゆだま

早稲田大学では経営戦略論、オペレーション戦略論を担当し、現場力の実践的研究を行っている。また、欧州系最大の戦略コンサルファーム、ローランド・ベルガー日本法人会長として、経営コンサルティングにも従事している。

